

骨盤骨折の子どもを治療するJICAの医療チーム。重傷者の手術を見送ったケースもあった—1月、ハイチ、JICA提供



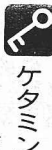
国際協力機構 (JICA)

外務省所管の独立行政法人。「医療チーム」は1987年施行の「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき、通常23人のチームで派遣する。被災国や国連から要請を受け、政府が派遣命令を出す。医療チームは49回の派遣実績がある。



全身麻酔・ケタミン

医師の処方箋が必要な医薬品で、1970年から販売されている。通常は液体で患者に注射する。麻酔・鎮痛作用がある。乱用すると、記憶を失ったり幻覚を見たりする。



ケタミン

1月のハイチ大地震に医療チームを派遣した「国際協力機構」(JICA)が、麻酔取締法の規制に阻まれ、災害現場でも使える全身麻酔薬を日本から持ち出せなかったことが分かった。現地の活動に支障が出て、重傷患者の手術ができないケースもあったという。薬物としての使用が問題化して「麻薬」に指定されたためだが、医師らは法の不備と指摘し、厚生労働省に対処を求めている。(鈴木洋和)

「麻薬」指定 救援の壁

JICAハイチへ運べず

問題になっているのは「ケタミン」。JICA緊急援助課によると、通常の全身麻酔薬は患者の自発呼吸も止めてしまうため人工呼吸器などで呼吸を管理する必要があるが、ケタミンは患者が呼吸を続けられるため、災害医療現場で使われてきた。

しかし、厚生労働省によると、2003年ごろから「K」「スペシャルK」と呼ばれて海外から薬物として密輸され、若者の依存症や死亡事故が国内で相次いだ。07年に麻薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、相手国の輸入許可証明書を持つ輸出業者しか海外に持ち出せなくなった。

困ったのがJICAだ。海外で地震などの災害が発生すると国際緊急援助隊として医療チームを派遣している。事前に登録した医師や看護師からチームをつくり、早ければ24時間で成田空港から飛び立たせる。06年までは薬剤箱にケタミンを常備していた。

規制後、医療チームは08年の中国・四川大地震とミャンマー(ビルマ)のサイクロン、09年のインドネシア・スマトラ沖地震にも派遣されて

亡くなった今年1月12日のハイチ大地震では、首都ポルトープランスが壊滅的な被害を受けて地元医療機能がマヒしたため、大きな支障が出た。

奈良県立医科大学の畑倫明医師は1月16、29日、医療チームの副隊長として活動にあたった。「これまではケタミンがある地元の病院が機能していたり、重傷のけが人が少なかったりした。ハイチは重傷者を回せる病院が無いうえ、足から骨が出たままの患者など、手術が必要なけが人が非常に多かった」

「混乱時手続きが困難」

こうした事態を受け、JICAは2月から外務省も交えて厚生労働省と実務者レベルの協議を始めた。

現状でケタミンを国外に持ち出すには、輸出業者に依頼して相手国の証明書をとりもたらううえで、厚生労働省の輸出許可を得なければならぬ。厚生労働省監視指導・麻薬対策課は、法律の枠内で協力する立場を強調し、「被災状況によっては、在京の大使館から許可証明を受けるという選択もある」と説明する。

これに対し、大友調整員は「被災直後の混乱した相手国からすぐに輸入許可を得るのは難しい」と反発する。

このため、全身に麻酔効果が及ぶケタミンなら1回で済む注射の代わりに10回ほどの局所麻酔薬を注射して重傷患者の対処をしたり、技術があるのに「国境なき医師団」に手術を依頼したりして対応せざるを得なかったという。

医療チームの一員としてハイチ入りしたJICAの大友仁・業務調整員によると、活動開始から4日後になって隣国のドミニカ共和国から入ってきた。しかし、大友調整員は「発生直後の方が患者は多く、早く処置すればそれだけ命も多く救える。活動開始とともにほしい」と話す。

薬品「現地調達」

医療NGO「アムダ」

30カ国に支部がある国際医療NGO「AMDA(アムダ)」(本部・岡山市)は、各支部が医薬品を調達できるルートを確認しており、原則として現地で医薬品を調達している。日本から持ち込んだ医薬品だと説明書も日本語で書かれており、現地の医師だけで使用した場合に誤用される恐れもあるためとい